



SANRYO NEWS

2017 年 9 月 1 日

平成 29 年 10 月 1 日から蛍光灯の廃棄の仕方が変わります

平成 29 年 10 月 1 日から廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、**水銀を使用した製品の廃棄時の保管・委託・運搬・処分の方法が変わります。**

事業者の皆様が排出する産業廃棄物の蛍光灯の処理について概略をご説明いたします。

対象となる蛍光灯

蛍光灯（直管、環形、コンパクト形）	品番の最初のアルファベットが「F（エフ）」のもの
-------------------	--------------------------

※ 蛍光灯型 LED は、水銀が含まれていないため対象ではありません。

1. 廃棄する蛍光灯の保管方法

- ① 保管場所に掲示板を設置し「保管する産業廃棄物の種類」欄に「水銀使用製品産業廃棄物」と記載します。（掲示板の大きさは縦 60 cm 以上×横 60 cm 以上）
- ② 他の廃棄物と混合しないように、仕切りを設けるか、専用の容器に入れて保管します。
※破損した場合は、密閉できる容器等に入れて水銀の飛散・流出を防いで下さい。

2. 許可業者への委託する場合

- ① 「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬業または処分業の許可を受けていることを確認願います。
- ② 破砕処分する場合は、破砕施設の排気設備に水銀の集じん機や活性炭フィルターなどの大気汚染防止策が取られているか確認願います。
- ③ 委託契約書への「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨の記載をします。
- ④ その他委託基準に準じます。

3. 運搬方法

- ① 蛍光灯廃棄時に事業者は委託業者に「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を交付する際、「水銀使用製品産業廃棄物」と記載します。
- ② 破損防止の容器等に入れ、混合することが無いよう他の物と区別して運搬しているか確認願います。

4. 処分方法

- ① 水銀の集じん機や活性炭フィルターがついている破砕等の施設で処理をして下さい。
- ② 安定型最終処分場に埋立処分をしてはいけません。

弊社の工場は法令改正に適合した 蛍光灯の運搬・処分が可能です

収集運搬業許可：東京都、神奈川県他

処分業許可：神奈川県（中間処分）

工場名：三菱愛川リサイクルセンター第4工場

所在地：神奈川県愛甲郡愛川町中津字大塚下 6897 番 2

6900 番 2 及び 3

受入可能な廃棄物：蛍光灯

処理機：水銀集じん機能付き破碎機

処理能力：日量 3.6 トン

最終処分先：焙焼施設（再資源化施設）



詳しくはお問合せ下さい

環境営業部 電話 042-726-2647

蛍光灯以外の水銀使用製品にも注意が必要です

「水銀廃棄物ガイドライン(平成 29 年 6 月 環境省)」に指定されている「水銀使用製品産業廃棄物」として処理をしなければならないものは、次のとおりです。

～ 環境省のホームページにて詳細をご確認頂けますので、是非ご覧ください ～

アドレス <http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

主な水銀使用製品産業廃棄物の対象物一覧		
*水銀電池	*弾性圧力計	灯台の回転装置
*空気亜鉛電池	*圧力伝送器	*水銀トリム・ヒール調整装置
*スイッチ及びリレー	*真空計	水銀抵抗原器
*蛍光ランプ	*ガラス製温度計	差圧式流量計
*H I Dランプ	*水銀充満圧力式温度計	*傾斜計
*放電ランプ	水銀体温計	*周波数標準機
農薬	水銀式血圧計	参照電極
気圧計	温度定点セル	握力計
湿度計	*顔料	*医薬品
液柱形圧力計	ボイラ	水銀を含む製剤

※ 黄色で色付けされた製品は、水銀回収が義務付けられています。

※ *印の付く製品で水銀使用の判別がつかないものは対象外となります。